

社会的企業と大企業等との共創事業の実施業務に係る公募型プロポーザルの実施に係る質問への回答について

	募集要項/ 仕様書該当箇所	質問	回答
質問 1	業務委託仕様書 3 委託内容 (1) 社会企業の選定	委託事業者が社会的企業選定のための調査を行う際、京都市及び京都高度技術研究所は、対象企業の調査に協力してもらえるか。	本市及び京都高度技術研究所が実施する企業認定制度を取得した企業(以下「認定企業」といいます。)との初回の連絡調整は協力いたします。 認定企業の調査について、基本情報は各制度のウェブサイトに掲載をしておりますが、選定にあたって更なる情報が必要な場合についての調査(個社へのヒアリング等)は、委託事業者が主体となって実施いただきます。 なお、仕様書に記載のとおり、「京都市と協議のうえ、パートナー企業との協業・共創が見込まれる企業6社以上を選定する」こととなりますので、協議の時間を設定・相談して進行する予定です。
質問 2	募集要項 8 提案の審査・選定等 (2) 審査基準 市内貢献・社会的課題解決	共同事業体として申請する場合、代表事業者が基準を満たしていなくとも、構成員が基準を満たしていれば加点の対象となるか。	代表事業者が基準を満たしている場合のみ、加点の対象となります。
質問 3	募集要項 7 応募手続等 (2) 提出資料共同事業体の協定書	共同事業体として申請する場合に提出する「共同企業体協定書」について、京都市様からの指定様式はあるか。それとも任意様式での作成でよいか。	任意様式で問題ございません。
質問 4	募集要項 7 応募手続等 (2) 提出資料	提出資料はすべて「2部ずつ提出」とされているが、「会社案内」「共同企業体協定書」「京都市内に拠点を有することを証明できる書類」等の資料についても、審査用に社名が特定できないようマスキングし	募集要項に記載の書類はすべてマスキングをしてご提出ください。(2部のうち1部のみ)

		た（社名なしの）ものを提出する必要があるか。	
質問 5	募集要項 7 応募手続等 (2) 提出資料	「調査同意書（水道料金・下水道使用料）（様式 3）」について、弊社は京都市内に拠点を有していないが、この場合は本様式の提出は不要という認識でよいか。	本市の競争入札参加有資格者でない場合は、提出が必要となります。様式 3 の裏面に記載のとおり、京都市内に事業所等がない場合、表面の「調査対象となる水道使用者名義がない」にチェックを入れてご提出ください。
質問 6	募集要項 7 応募手続等 (2) 提出資料	「使用印鑑届（様式 4）」について、様式内に京都市内の住所を記入する欄があるが、京都市内に支社等の拠点がいない場合は、当該欄は空欄でよい（もしくは提出不要である）という認識でよいか。	本市の競争入札参加有資格者でない場合は、ご提出いただく必要がございます。
質問 7	募集要項 7 応募手続等 (2) 提出資料	納税証明書の提出について、原本提出が求められているが、原本を PDF 化すると複製したものと分かるように「複写」の文字が入る仕様になっている。「複写」という文字が入った原本の PDF データ提出でよいか。	問題ございません。